

平成 23 年 10 月 1 日

会員 各位

株式会社ハッピー

## 「気象警報が発令された場合の取り決めについて」お知らせ

徳島地方気象台より県内地域に各種警報が発令された場合の営業時間変更等については、次のように取り決めておりますのでご確認ください。

- ハッピー徳島対象地域：《徳島・鳴門地域》
- ハッピー阿南対象地域：《阿南地域》
- ハッピー鴨島対象地域：《美馬北部・阿北地域》

### 1. 「暴風警報」が発令されている場合

- ①午前 8 時 00 分までに警報が解除されない場合は、その日の午後 1 時 00 分までは閉館といたします。
- ②午後 1 時 00 分までに警報が解除されない場合は、その日は臨時休業といたします。
- ③来館後に警報が発令された場合は、その時点で以降の営業時間を判断いたします。

### 2. 「津波警報」「大津波警報」が発令された場合

- ①津波・大津波警報が発令された場合も、同上の時間で営業時間を判断いたします。
- ②また、来館後に警報が発令された場合は、安全が確認できるまで施設で待機いたします。  
なお、避難勧告・避難指示が発令された場合は指定避難場所に避難誘導いたします。
- ③クラブバスを利用中に警報が発令された場合は、その場で待機するか路線内にある近くの指定避難場所に避難します。

### 3. 「大雨洪水警報及びその他の警報」が発令された場合

- ①原則として通常どおり営業いたします。ただし、地域や場所によっては危険な場合もありますので近辺の安全を確認してから来館してください。
- ②安全が確保できない場合は臨時休業する場合がありますので、ご了承ください。

### 4. その他

- ①今後は、原則として気象警報発令によるジュニアスクール休講の電話連絡はいたしませんのでこのお知らせを大切に保管し、ご対応ください。
- ②この件につきましては、さらに検討し変更することがあるかもしれませんが、その場合は改めてお知らせいたします。

以上よろしくご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。